

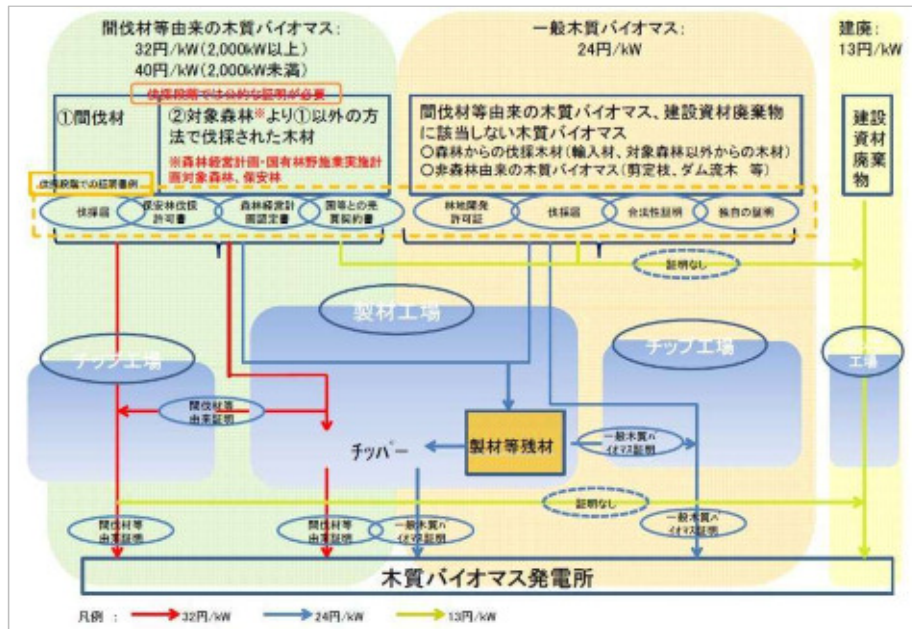
“木質バイオマス利用”に係る「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の情報

【平成27年度の調達価格と期間】

電源	バイオマスの種類	バイオマスの例	調達価格 1kWh当たり	調達期間
バイオマス	メタン発酵ガス(バイオマス由来)	下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス	39円+税	20年間
	間伐材等由来の 木質バイオマス	間伐材、主伐材※	2,000kW未満 40円+税	
			2,000kW以上 32円+税	
	一般木質バイオマス・農産物残さ	製材端材、輸入材※、パーム椰子殻、もみ殻、糠わら	24円+税	
	建設資材廃棄物	建設資材廃棄物(リサイクル木材)、その他木材	13円+税	
一般廃棄物・その他の廃棄物	剪定枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、汚泥、家畜糞尿、黒渣	17円+税		

※「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明のないものについては、建設資材廃棄物として取り扱われる。

【ガイドラインに基づく各区分の木質バイオマスの証明と流通の主な流れ（模式図）】



出典) 木質バイオマス発電・証明ガイドライン Q&A 林野庁

【FIT制度での木質バイオマスの区分】

通称区分	経産省告示の区分	該当バイオマス（林野庁ガイドライン※）
未利用木材 買取価格 32円 (2,000kW以上) 40円 (2,000kW未満)	森林における立木竹の伐採 又は間伐により発生する未 利用の木質バイオマス (告示の表第12号)	① 間伐材 ② ①以外の方法により下記の森林で 伐採された木材 ・森林経営計画対象森林（森林法） ・保安林・保安施設地区（森林法） ・国有林野施業計画対象森林（国有林野 管理経営規程） (例：主伐木、支障木、除伐木等)
一般木材 買取価格 24円/kWh	木質バイオマス又は農産物 の収穫に伴って生じるバイオ マス (告示の表第13号)	① 製材等残材 ② その他由来の証明が可能な木材 ・森林からの伐採木材 (前項②以外の木材、輸入材) ・伐採届を必要としない木材等 (果樹等の剪定枝、ダム流木等)
建設資材廃棄物 買取価格 13円/kWh	建設資材廃棄物 (告示の表第14号)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法 律第2条第2項に規定する建設資材廃棄物

※「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」林野庁

【出力制御のルール】

再生可能エネルギー電源の出力制御にあたっては、省令等の規程により、以下のような出力制御等の順番が定められている。
バイオマス発電の出力制御については、実態に応じたきめ細かな扱いが定められている。

